



バリューチェーンにおける 環境デュー・ディリジェンス入門

～環境マネジメントシステムを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～
(仮)

2023年●月



1. はじめに：本書の背景と目的
2. EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践
 - (1) 総論：デュー・ディリジェンスとは
 - (2) 総論：環境デュー・ディリジェンスを実践する上での留意点
 - (3) 環境デュー・ディリジェンスとEMSのプロセスの親和性
3. 参考情報

はじめに：本書の背景と目的

- 近年、欧州を中心にデュー・ディリジェンス（DD）プロセスの情報開示や実施を法規制化する動きが進んでいます。その対象は、人権侵害にとどまらず環境課題にも広がっています。
- EUでは、2022年2月に公表された「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案」において、EU域内・域外の大企業に対して、人権・環境への負の影響を特定・防止・軽減するDDの実施自体を義務化することが想定されています。また、2022年11月に成立した「企業サステナビリティ報告指令」において、EU域内の大企業・上場企業（零細企業を除く）や、一定基準を満たすEU域外企業に対して、サステナビリティの問題に関して実施したDDのプロセスについて開示することを義務付けています。
- 我が国では、2022年9月に人権DDを含む日本政府のガイドラインとして、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が決定されました。
- また、環境省では、環境DD普及・促進の取組として、2018年に経済開発協力機構（OECD）が策定した「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、2020年8月に「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」を公表し、以降、我が国の事業者による環境DDの取組促進をはかってきました。
- 我が国の事業者が海外市場においても競争力を維持・確保していくためには、特に欧州で取組が進むDDプロセスの情報開示や実施を法規制化する動きに対応していく必要があります。世界的に見て環境マネジメントシステム（EMS）の導入が多い我が国の事業者においては、EMSを発展させてOECDのガイダンスが求めるDDプロセスを実施していくことは、DDの普及・促進をはかるためにも有用と考えます。
- そこで、環境省では「令和4年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務」に関わる冊子等検討会を設置し、本書をまとめました。EMSを活用しながらより実効的な環境DDに取り組むための第一歩として本書を利用されることを願います。

なおEMSには、環境省が策定したエコアクション2.1や国際規格のISO 14001等がありますが、本書では、国内及び国際的にも広く用いられているISO 14001を対象に、環境DDプロセスとの親和性について解説します。

EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践

(1) 総論：デュー・ディリジェンス（DD）とは

DDとは：OECD多国籍企業行動指針が求める内容

- 経済協力開発機構（OECD）は、多国籍企業に対して責任ある企業行動を自主的にとるよう勧告するための「OECD多国籍企業行動指針」を策定しています。
- 2011年の指針改訂において、企業行動による悪影響を特定・防止・緩和するため、「企業はリスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施すべき」とする規定が盛り込まれました。悪影響の分野には、「人権」、「雇用及び労使関係」だけでなく、「環境」も含まれています。

OECD多国籍企業行動指針（項目）

1. 定義と原則
2. **一般方針**
3. 情報開示
4. 人権
5. 雇用及び労使関係
6. **環境**
7. 贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止
8. 消費者利益
9. 科学及び技術
10. 競争
11. 納税

【一般方針より抜粋】

10. 第11段落及び第12段落で記述されているように、**実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため**、例えば企業のリスク管理システムに統合することにより、**リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施し**、これらの悪影響にどのように対処したか説明する。デュー・ディリジェンスの性質と範囲は、個々の状況における事情に依る。
11. 自企業の活動を通じ、行動指針に規定されている事柄に対して、悪影響を引き起こす又は一因となることを回避し、そのような悪影響が生じた場合には対処する。
12. 悪影響の一因となっていなくても、取引関係によって、そうした悪影響が自らの事業、製品又はサービスに直接的に結び付いている場合には、悪影響の防止又は緩和を求める。これは、悪影響を引き起こした事業体から、取引関係を持つ企業に責任を転嫁することを意図していない。

DDとは：プロセスと構成要素

- OECDは、「OECD多国籍企業行動指針」の実施を支援するため、2018年に「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（OECDガイダンス）を公表しました。
- OECDガイダンスでは、DDプロセスを下記①から⑤の5つの構成要素で説明しています。また、5つの要素以外に、6番目として、「適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する」を規定しています。

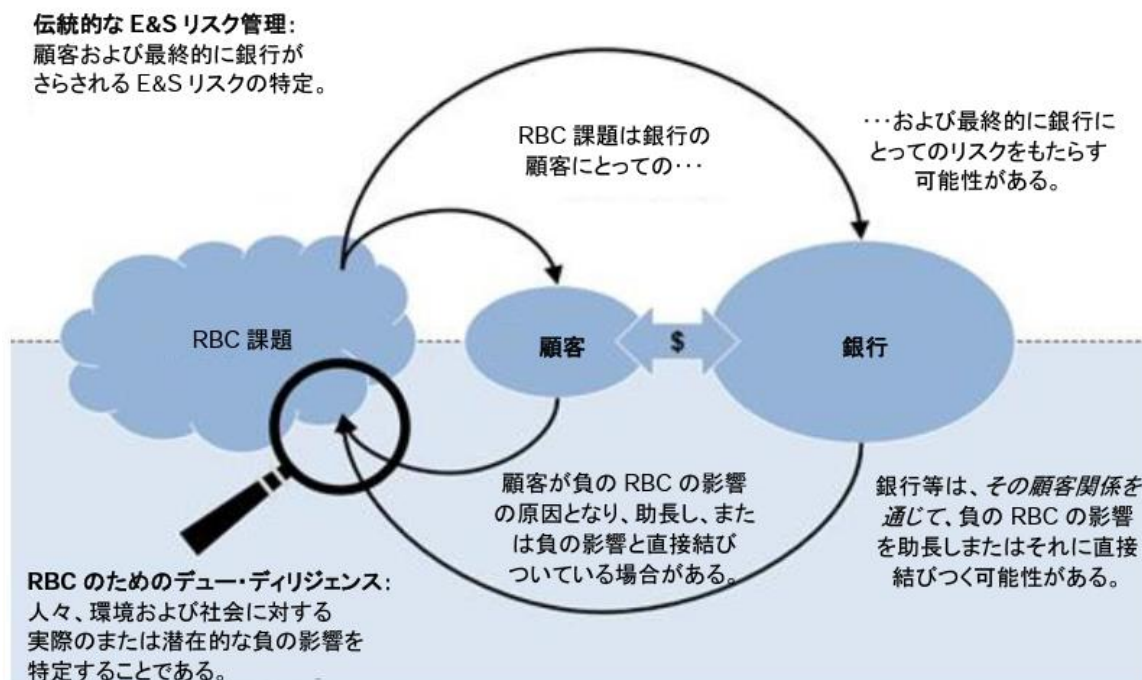
デュー・ディリジェンスのプロセス、及びこれを支える手段



DDとは：投資家・金融機関の視点

- DDの実施は、投資家・金融機関の視点からも重要性が高まっています。
- 企業における「OECD多国籍企業行動指針」をはじめとする国際行動規範の遵守状況は、ESG投資家が投資先のネガティブ・スクリーニングを行う際の判断基準として、一般的に用いられています。
- また、OECDは、金融セクターにおける「OECD多国籍企業行動指針」の実施を後押しするため、「機関投資家の責任ある企業行動」及び「責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンス」に関するガイダンスを公表し、投資家・金融機関自身に対しても、DDの実施を求めています。

投資家・金融機関にとってのデュー・ディリジェンスの意味



- ✓ 投資家・金融機関は、投融資先の企業がDDによって企業行動による負の影響を特定・防止・軽減しているかどうかを確認している（投融資の判断基準として活用する場合もある）
- ✓ 投資家・金融機関自身も、DDを実施し、投融資先を通じて助長している、又は直接結びついている負の影響を特定・防止・軽減することが求められている

(出所) OECD「責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンス - OECD多国籍企業行動指針を実施する銀行等のための主な考慮事項」、p15、図1.2に吹き出し部分を加筆

(注1) RBC：責任ある企業行動（Responsible Business Conduct）の略

(注2) E&S：環境・社会（Environmental and Social）の略

EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践

(2) 総論：環境デュー・ディリジェンスを実践する 上での留意点

■ 我が国の事業者がより実効的な環境DDを実施する上で、下記の考え方を踏まえることが重要です。

- ①「責任ある企業行動」としての実施
- ②一連のDDプロセスの継続的な実施
- ③リスクに相応した実施と優先順位付け
- ④防止・軽減する負の影響の種類と目標
- ⑤バリューチェーン全体への目配り
- ⑥ステークホルダーとの対話

＜企業の責任とDDの関係＞

- すべての企業は、事業活動を通じて、環境に何らかの負の影響を与えている、またはその可能性を有しています。これらへ適切に対処することは、企業が果たすべき責任のひとつです。
- 環境DDを実施することで、実際の及び潜在的な環境への負の影響を特定・防止・軽減し、これらの環境への負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすことができます。

＜環境DDにおける「リスク」の考え方＞

- 環境DDにおける「リスク」とは、企業に対するリスクではなく、環境に対して、企業が原因となったり助長したりする、または直接結びつく負の影響の可能性を指しており、企業の外側に目を向けています。
- 環境DDを通じて、事業や製品・サービスが元来有しているリスク、あるいは企業の置かれている状況（法の支配に関する問題、基準の執行性の欠如、ビジネス上の関係先の行動等）によって発生するリスクに対処することは、「責任ある企業行動」の一環であり、社会に対する積極的な貢献を最大化し、ステークホルダーとの関係を向上させ、企業の信用を守ることに繋がります。
- 反対に、環境DDの欠如は、企業が対処すべき環境への負の影響を見落とすことにつながります。重大な環境への負の影響を見落とすことが、結果的に事業上のリスクに跳ね返ることもあります。責任ある企業行動として環境DDを経営に組み込み、プロアクティブ（自ら積極的）に環境への負の影響に対処することが重要です。

（参照：OECDガイダンス pp15-16、
バリューチェーンにおける環境デュー・デiligence入門 pp2-6, 9）

<一連のDDプロセスの実施>

- 環境DDは、相互に関わり合う一連のプロセスで構成されています。環境DDをEMSに組み込み、特定のプロセスだけではなく、すべてのプロセスを実施することが重要です。
- 近年では、サステナビリティ情報開示を行う上でもDDの重要性が高まっています。【コラム①②】

<DDプロセスの継続的な実施>

- 現時点において環境への負の影響が顕在化していないことをもって良しとする（リスクが無いと判断する）ことは適切ではありません。潜在的な環境への負の影響が存在することを前提とし、プロアクティブ（自ら積極的）な姿勢で、DDプロセスを継続して実施することが重要です。

<環境DDと人権DDの一体的な実施>

- DDは、環境だけでなく、責任ある企業行動に関する幅広い課題を対象とすることができます。近年、人権への負の影響に対処するための人権DDについて注目が高まっていますが、人権への負の影響と環境への負の影響は、別々ではなく共通する方針の下で対処することが効率的なDDの実施につながります。【コラム③】

（参照：OECDガイダンス pp10-11, 15-16、
バリューチェーンにおける環境デュー・デiligence入門 pp5, 9, 12-14, 22-23, 31-33）

【コラム①：GRIスタンダードの改訂】

- 企業のサステナビリティ情報開示に関する基準を開発しているGRI（Global Reporting Initiative）は、2021年10月に、すべての組織に適用される「共通スタンダード」を改訂しました。
- 「共通スタンダード」の改訂版では、DDを通じてマイナスのインパクト（経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える、または与える可能性のある影響）を特定することを、サステナビリティ報告の前提として位置付けています。
- 「マテリアルな項目」については、「経済、環境、社会に与える著しいインパクト」と「ステークホルダーの評価や意思決定に対する実質的な影響」の2つの視点を用いて決定する考え方から、顕在化したインパクト及び潜在的なインパクトを特定し、そのインパクトの著しさの評価によって決定する考え方に改訂されました。

（参照：GRI 1: 基礎 2021、GRI 3: マテリアルな項目 2021）

【コラム②：国内外におけるサステナビリティ情報開示義務化の進展】

- EUでは、2022年11月に「企業サステナビリティ報告指令」（CSRD）が成立しました。2018年より施行されている「非財務情報開示指令」から開示義務の適用対象や開示項目が拡大され、欧州企業だけでなく、一定規模を超える欧州域外企業の現地法人も規制の対象となります。CSRDに基づく開示項目（第19条a）には、下記のDDに関する内容が含まれています。
 - サステナビリティの問題に関して実施したDDプロセス
 - 自らの事業、製品・サービス、ビジネス関係、サプライチェーンを含むバリューチェーンに関連する、実際の又は潜在的な主な悪影響、及びこれらを特定し、監視するためにとった行動
 - 実際の又は潜在的な悪影響を防止し、軽減し、是正し、収束させるためにとった行動とその結果
- 日本では、2023年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等が改正され、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、サステナビリティに関する「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示する必須記載事項となりました。サステナビリティに関する「リスク管理」において、DDの考え方が役に立つと思われます。

（参照：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」）

【コラム③：環境問題と人権問題のつながり】

- 国連総会は、2022年7月、クリーンで健康、かつ持続可能な環境へのアクセスは、普遍的人権であることを宣言する決議を採択しました。
- 同決議では、気候変動の影響、天然資源の持続不可能な管理と消費、大気・土地・水の汚染、化学物質及び廃棄物の不適切な管理、これらに伴う生物多様性の喪失と生態系サービスの低下が、クリーンで健康、かつ持続可能な環境の享受を妨げ、環境破壊が直接的・間接的にすべての人権に負の影響を与えている、との認識が示されています。
- その上で、各国政府、国際機関、企業、その他の関連するステークホルダーに対して、全ての人のためにクリーンで健康、かつ持続可能な環境を確保する努力を拡大するよう呼びかけています。

(参照：国際連合「A/RES/76/300 The human right to a clean, healthy and sustainable environment」)

<リスクに相応した実施の考え方>

- 環境DDは、環境への負の影響の深刻性及び発生可能性の高さに応じて、実施範囲や方法・頻度を流動的に拡大、又は限定して実施します。
- 環境への負の影響の深刻性は、状況によって異なります。影響の重さ（規模）、影響の及ぶ範囲、影響を受けた人々や環境を、影響を受ける前と同等の状況に回復できる限度（是正不能性）によって判定することができます。判定に際して参考にできる指標の例を次ページに示しました。

<優先順位付けの考え方>

- 特定した全ての環境への負の影響に同時に対処することができない場合には、環境への負の影響の深刻性及び発生可能性を踏まえて優先順位付けを行い、最も重大なものから対処します。
- OECDガイダンスには、「自らが原因となったり助長したりした負の影響については、全て対処する責任を負う」と記載されています。環境への負の影響の深刻性及び発生可能性だけでなく、自社が原因となっている、あるいは助長している程度を考慮することが必要です。
- 例えば、直接調達先と間接調達先において同等に重大な環境への負の影響が特定された場合、両者に対して、環境への負の影響を防止・停止・軽減するよう働きかけることが期待されます。

（参照：OECDガイダンス pp17, 42-43, 72、

バリューチェーンにおける環境デュー・デiligence入門 pp9, 15, 29-30）

重要な考え方③ リスクに相応した実施と優先順位付け

環境への負の影響の深刻性を判断する指標の例

規模に関する例	<ul style="list-style-type: none">✓ 人体の健康に対する影響の程度✓ 生物の種の構成における変化の程度✓ 水使用量原単位（利用可能資源の総量のうち使用した割合（%））✓ 廃棄物及び化学物質の発生程度（トン、発生割合（%））
範囲に関する例	<ul style="list-style-type: none">✓ 影響の地理的広がり✓ 影響を受けた生物の種の数
是正不能性に関する例	<ul style="list-style-type: none">✓ 自然の復旧可能または実施可能な度合い✓ 是正措置に要する期間の長さ

（出所） OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」、p43, 表3に基づき作成

<防止・軽減する負の影響の種類>

- 環境への負の影響の種類について、OECDガイダンスは下記の例を示しています。
 - 土壌劣化、水源枯渇及び原生林と生物多様性の破壊のいずれかまたは全部による生態系悪化
 - 製品またはサービスにおける生物学的、化学的または物理的な危険性
 - 水質汚染（例えば、適切な廃水処理施設を利用しない廃水の排出）
- 事業内容や扱う原材料・製品によって、一般的に環境への負の影響が発生しやすいとされるものが存在します。自社や取引先がこれらに関連する企業は、特に留意してDDを実施することが必要です。
【コラム④】

<防止・軽減に関する目標の考え方>

- OECD多国籍企業行動指針は、企業が事業を行う地域及び所在地の国内法を遵守することを企業にとって第一の義務としています。ただし、国内法が十分ではない場合は、国内法の違反とならない最大限の範囲で、国際的に認められた基準等に即して対応することが期待されています。
- 一方で、特定した負の影響の種類によっては、遵守すべき国内法や明確な国際基準が存在しない場合があります。そのような場合は、負の影響の深刻性及び発生可能性、関連する政策目標や社会的要請等を踏まえて、ステークホルダーが妥当と考える水準で自主的な目標を設定することが重要です。
- ステークホルダーが妥当と考える目標の水準は、時代に応じて変化します。DDのプロセスを繰り返しながら、ステークホルダーの意見を取り込むことで、既存の法規制の遵守に留まらず、新たな法規制の導入やリスクの出現にも対応できるようになることが期待されます。【コラム④】

(参照：OECDガイダンス pp17-18, 39

バリューチェーンにおける環境デュー・デiligence入門 pp20-21, 29)

【コラム④：DD実施義務化の動き】

- EUの欧州委員会は、2022年2月に、一定規模を超えるEU域内及びEU域外の企業に対して人権・環境DDの実施を義務付ける「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令」（CSDDD）の案を公表しました（2023年2月時点審議中）。
- CSDDD案では、自社及び子会社の事業に加えて、バリューチェーン上の事業における、実際の及び潜在的な人権・環境への悪影響を対象とすることを予定しています（第1条）。EU域内に進出している一定規模以上の日本企業に加え、EU域内の企業と取引関係がある日本企業にも影響が及ぶことが想定されます。
- また、下記の特定セクターについては、より小規模な企業でも人権・環境DDの実施を義務づけること予定しています（第2条）。
 - i. 生地、皮革及び関連製品（履物を含む）の製造業及び生地、衣類及び履物の卸売業
 - ii. 農業、林業、水産業（養殖業を含む）、食品製造業、農業用原材料、動物、木材、食品、飲料の卸売業
 - iii. 採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘業（原油、天然ガス、石炭、亜炭、金属及び金属鉱石、その他すべての非金属鉱物及び採石製品を含む）、基礎金属製造業、その他の非金属鉱物製品及び加工金属製品（機械及び装置を除く）の製造業、鉱物資源、基礎及び中間鉱物製品（金属及び金属鉱石、建設資材、燃料、化学品及びその他の中間製品を含む）の卸売業
- CSDDD案では、環境関連の国際条約における禁止事項に対する違反を環境への悪影響とすることを予定しています。具体的には、下記の条約が挙げられています（第15条、アネックス）。
 - 生物多様性条約
 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称、ワシントン条約）
 - 水銀に関する水俣条約
 - 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（通称、PoPs条約）
 - 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（通称、PIC条約）
 - オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
 - 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
 - パリ協定に基づく1.5℃の地球温暖化への抑制

（参照：欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937」）

重要な考え方⑤ バリューチェーン全体への目配り

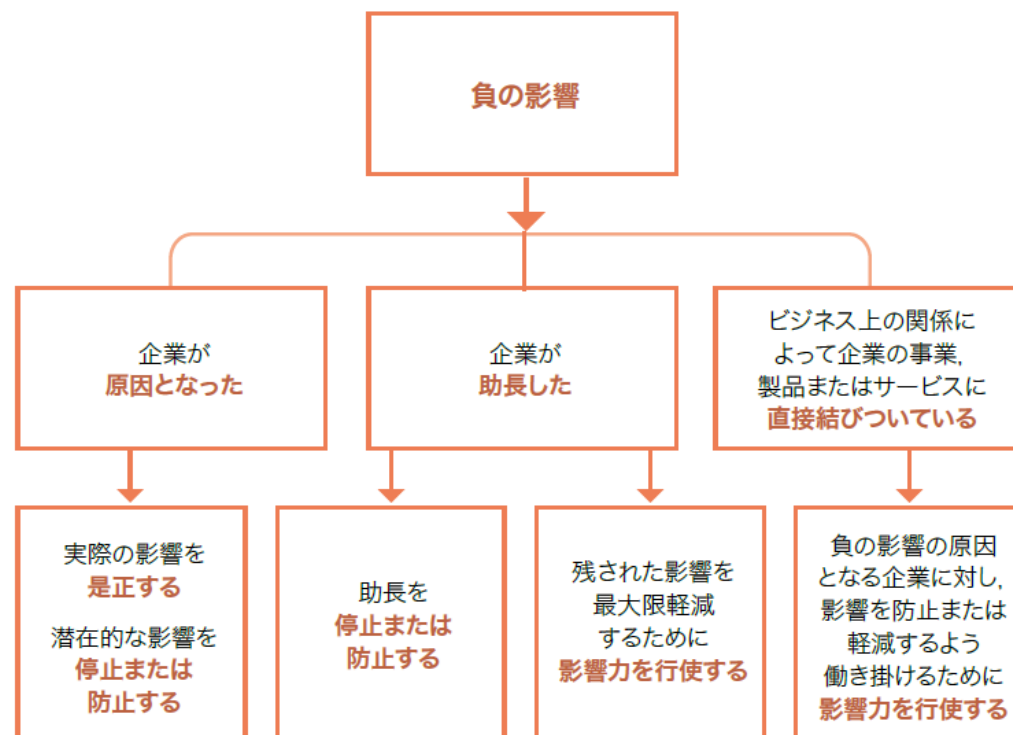
■ 環境DDでは、自社の活動が原因となって生じる環境への負の影響だけでなく、バリューチェーン全体で生じ得る環境への負の影響についても、特定・防止・軽減の対象とします。つまり、調達先等の他社が原因となることを助長して生じる環境への負の影響や、他社を介して自社の製品、サービスまたは事業が結びついている環境への負の影響も対象となります。【コラム⑤】

■ 環境への負の影響を特定する際には、バリューチェーン全体に目を配った上で、環境への負の影響と自社との関係を検討することが重要です。これにより、企業がどのように環境への負の影響に対処すべきか、是正措置を行うまたは是正のための協力を実施する責任が企業にあるかが決まります。具体的には、右図のとおりです。

(参照：OECDガイダンス pp70-72

バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 pp15, 17, 25-36)

負の影響への関わり方と対処の仕方



(出所) OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、p72、図2

重要な考え方⑤ バリューチェーン全体への目配り

【コラム⑤】LEAPアプローチ

- 2021年6月、企業や金融機関向けに自然関連リスク・機会の管理と情報開示の枠組みを開発・提供するため、自然関連財務情報タスクフォース（TNFD）が発足しました（最終的な枠組みは、2023年9月公表予定）。
- TNFDは、企業や金融機関が自然関連リスクと機会を評価できるよう、LEAP（Locate, Evaluate, Assess, Prepare：発見、診断、評価、準備）と呼ばれるアプローチの導入を提唱しています。LEAPアプローチは、①自然との接点の発見、②依存関係と影響の診断、③リスクと機会の評価、④対応し報告するための準備、の4段階で構成されます。
- 環境DDにおいて、特に生態系や生物多様性への負の影響に対処する際、自社の資産、事業、バリューチェーンと各地域における自然との関わりを「発見」した上で、自然に与える影響の規模や程度を「診断」する、LEAPアプローチの考え方が参考になります。

（参照：TNFDウェブサイト

[\(https://framework.tnfd.global/\)）](https://framework.tnfd.global/)

TNFDが提唱するLEAPアプローチ



(出所) TNFD「自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワーク ベータ版 v0.3 概要」、p12、図4

<ステークホルダーとの対話の意味>

- いずれのDDプロセスにおいても、従業員、取引先、市民社会、消費者、投資家及び政府等、企業の活動によって影響を受ける可能性のある利害を持つ「ステークホルダー」※と会合、ヒアリング、協議等を行い、双方向のコミュニケーションを通じてお互いが意思決定できるようにすることが重要です。
- 例えば、環境への負の影響の特定・評価においては、海外や国内外のバリューチェーンの実態に即した情報を収集するため、専門性のあるNGOと協働することも有効な方法です。
- また、環境への負の影響に対処するための防止・軽減策の考案、これらの対策の結果に関する追跡調査の実施や是正措置の設計において、影響を受けた又は影響を受ける可能性のあるステークホルダーと事前に協議することも重要です。

<苦情処理システムの構築>

- 自社で特定できていない実際の及び潜在的な環境への負の影響を把握するには、苦情処理システムも有用な情報源の一つです。多様なステークホルダーから意見・情報を収集し向き合うことがDDの改善につながります。【コラム⑥⑦】

(参照：OECDガイダンス pp18-19, 48-51, 65
バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 pp9, 16-17, 22)

※ OECDガイダンスでは、ステークホルダーを「企業の活動に影響を受けるかその可能性のある利害を持つ個人または集団である」と定義している。加えて、「デュー・ディリジェンスは、影響を受けているステークホルダー（影響を受けたステークホルダー）の利害と同様に、現在は影響を受けていないが今後受ける可能性のあるステークホルダー（影響を受ける可能性のあるステークホルダー）の利害にも関係する」と述べている。

【コラム⑥：苦情処理システムとは】

- OECDガイドンスは、DDプロセスの5つの構成要素とは別に、企業が実際に負の影響の原因となったり助長したりしたことが判明した場合に、是正措置を行うまたは是正措置のために協力することにより、これらの負の影響に対処することを求めています。また、適切である場合は、影響を受けたステークホルダー及び権利保有者が苦情を申し立て、企業に対処を求めることのできる正当な是正の仕組みを提供するか、その仕組みに協力することを求めています。
- 企業は、自ら苦情処理システム構築する、または、業界団体等が構築する苦情処理システムに参加することで、是正の仕組みを提供することができます。
- 国家においても、裁判等の司法的な手続きと、OECD多国籍企業行動指針に基づき設置される連絡窓口（日本では、外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で構成）による苦情処理等の非司法的な手続きによって、是正の仕組みを提供しています。

（参照：OECDガイドンス pp34-35, 88-91）

【コラム⑦：苦情処理システムに関する業界横断的な取組】

- 近年、特に人権分野においては、苦情処理システムの実効性・効率性の向上を図るための業界横断的な取組が進展しています。
- グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）及びビジネスと人権ロイヤーズネットワーク（BHR Lawyers）を中心とする「責任ある企業行動及びサプライ・チェーン研究会」は、2019年12月に、「責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン」（以下、対話救済ガイドライン）を公表しました。対話救済ガイドラインでは、苦情処理・問題解決制度に関する基本原則や実務指針に加え、複数の日本企業が利用可能な「苦情処理・問題解決センター」を設置する場合の留意点が示されています。
- 2022年6月には、対話救済ガイドラインの内容も踏まえて、複数の企業が利用可能な苦情処理プラットフォームを提供し、専門的な立場から苦情処理を支援・推進するための一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）が設立されました。同年10月より、会員企業が関連する人権事案について苦情受付業務を開始しています。

（参照：BHR Lawyersウェブサイト（<https://www.bhrlawyers.org/erguidelines>）、JaCERウェブサイト（<https://jacer-bhr.org/index.html>））

EMSを活用した環境デュー・ディリジェンスの実践
(3) 環境デュー・ディリジェンスとEMSのプロセスの親和性 :
どう組み合わせられるか

1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む 1/2

- 環境DDは、企業が原因で負の環境影響を引き起こしたり助長するリスクにサプライチェーン等も含めて相当の注意を払うための活動であり、経営や取締役会には社内に責任ある行動を根付かせる責任があります。

OECD DDガイドンス

1.1 RBC課題に関する方針の立案、採択、周知

1.2 RBC課題に関する方針を経営監督機関に組み込む

1.3 RBCに関する期待事項と方針をサプライヤー等とのエンゲージメントに組み込む

ポイント

- 多国籍企業行動指針へのコミットメントと自社の事業やサプライチェーン等に適したデュー・ディリジェンス実施計画を明示

- RBC課題に関する方針が**通常の事業プロセスの一部として実施されるようにする**
 - ①DDの監督責任権限を上級管理者に、RBCへの責任を取締役会レベルに割当
 - ②方針の実施責任を横断的に適切な部署へ割当
 - ③リスク特定と意思決定に必要な情報収集を行う情報システムを構築
 - ④上級管理者と実施部署間の伝達ルートを構築
 - ⑤機能横断的グループや委員会を創設する等部署間連携を促進
 - ⑥労働者に研修を行い必要なDDの程度に応じた適切なリソースを提供
 - ⑦方針合致へのインセンティブを設ける
 - ⑧内部通報・苦情処理手続の設置
 - ⑨違反对応・是正措置のプロセス構築

- 方針をサプライヤー等へ伝達
- 関連条件・期待事項をサプライヤーや取引先との契約等に盛り込む
- DDに関する事前審査プロセスの構築実施
- サプライヤー等への研修等の提供
- RBC方針実施の妨げとなる取引慣行への対処

EMSとの関係

- 「OECD多国籍企業行動指針」では、**環境、公衆の安全と健康、持続可能な開発に貢献する方法で一般的に活動を実施する必要性に十分な考慮を払うべき**であり、特に、**企業に適した環境管理制度（EMS）を設立し、維持するべき**とされます。環境DDを実施する上でEMSは基盤になりますが、**EMS・DDのプロセスを自社の一般的な、事業・経営の方針や活動に根付かせる必要があります**。
- EMSの環境方針は、基本的にOECD多国籍企業行動指針の原則と基準に合致していますが、環境DDでは、リスク評価から発見された調査結果に基づいて、**最も重大なリスクに関する具体的な方針を策定**します。EMSで策定済みの包括的な環境方針を見直しても、その下に個別の方針を策定してもよいでしょう。
- DDでは、**経営層は、RBC方針が確実に実施されるための戦略の策定に責任を負います**。一方、取締役会には、RBC方針の承認、RBCに影響を及ぼし得る事業戦略の決定への関与、RBC方針が実施されていない場合に措置を講じるよう経営層に要請する等の役割があります。コーポレートガバナンス原則における**取締役会の重要な責任として、リスク管理システムと法令遵守システムを監督すること**があります。よってRBC課題に関する専門知識と責任を有する取締役の選任は有用です（DDガイドンスp.59 Q.17）。EMSには、経営層に対する要求事項はあるものの、取締役会の機能はあまり強調されません。実効性のあるサステナビリティ・ガバナンスとトップの十分な関与は、組織内へのDD浸透に極めて重要です。
- **持続可能な調達管理に関する要求事項**はEMSで詳細な規定はないものの、運用管理の中で実践されてきました（8.1）。期待事項の基準や評価・監査は、国際基準や業界で統一する等して、サプライヤーの負担を減らします。
- **関連する主なISO 14001要求事項：**
 - 5.1 リーダーシップ及びコミットメント
 - 5.2 環境方針
 - 5.3 組織の役割、責任及び権限
 - 7.1 資源
 - 7.2 力量
 - 7.3 認識
 - 8.1 運用の計画及び管理
 - 9.3 マネジメントレビュー

1. 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む 2/2

EMS活用のポイント／アンケート結果から

■ 経営層の関与

- 環境DDにEMSを活用している企業は、活用していない企業と比べて、「**定期的な経営会議や取締役会への報告**」、「**自社の長期ビジョンや企業戦略への反映**」、「**担当役員の設置**」の実施割合が有意に高いことが分かりました。

■ 環境DDに関連する方針の策定

- 環境DDでEMSを活用している企業は、「**重要な環境分野に関する個別の方針**」、「**重要な原材料、製品・サービス、事業領域等に関する環境方針**」、「**グリーン調達方針・基準**」を策定している割合が有意に高くなっています。

■ EMS活用のメリット・留意点：

- EMSにおいて環境方針が通常の事業プロセスの一部として実施されるようにすることは経営層への要求事項であり、環境DDの実施においてもこの仕組みが活用されて、定期的な経営層への報告や担当役員の設置等が確実に行われているようです。
- 他方で、取締役会や経営会議で事業に係る重大な環境・サステナビリティリスクを議論し、長期ビジョンや戦略への反映について検討しているかについて、EMSのプロセス、環境DDのプロセス、通常の経営システムがそれぞれ別々になっていないか、統合性、効率性、実効性の観点から、振り返るべきかもしれません。

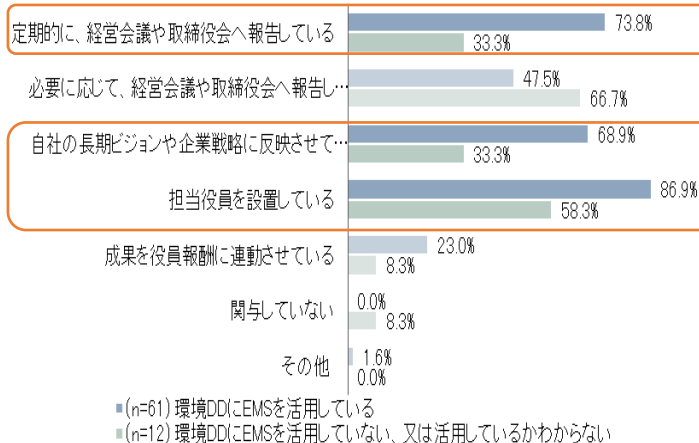
■ さらなるDD実践上の課題：

- 環境DDに関する実施体制の整備や経営への統合を行う上では、環境DDの実施有無に限らず、「**十分な人員・予算を確保できない**」ことを課題と感じている企業が最も多くなっています（63%及び55%）。また、環境DDを実施している企業では、上記に次いで「**他部門との連携が難しい**」という課題が多くなっています（48%）。
- **環境DDを組織内に浸透させ、その実施責任を横断的に適切な部署へ割り当て、環境や人々に重大な悪影響を及ぼさない適切かつ有効なオペレーションを確実にするのは、経営の役割**です。その観点から、サステナビリティ成果を役員報酬に連動させている企業も少なからずあり、また従業員報奨制度なども有効でしょう。

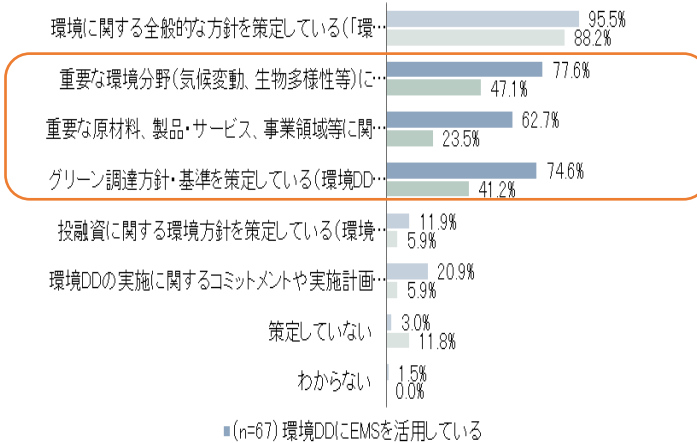
■ 参考となる取組事例：

- 「[環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集](#)」（令和3年3月） pp.2-3、① 方針・経営システムへの組み込み（環境省HPへリンク）

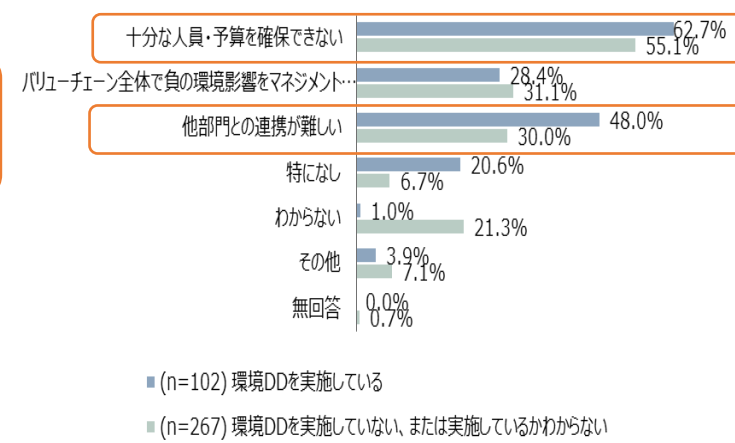
経営層の関与



環境DDに関連する方針の策定



実施体制の整備や経営への統合における課題



2. 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する 1/2

- 環境DDでは、サプライチェーンを含むビジネスの上流（例：仕入先の状況、原料原産地の問題）と下流（例：製品の使用・廃棄場面）における状況の理解、著しい環境側面、ステークホルダーのニーズや順守義務、取り組むべき環境関連リスクの特定により注力し、自社との関わり方を洗い出します。

OECD DDガイダンス

ポイント

2.1 スコーピングを広範囲に実施し、重大RBC（注）リスクが存在する事業領域を全て特定

- ・ サプライチェーンを含め、事業およびビジネス上の関係にわたり検討

2.2 優先度の高い事業、サプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先に対する評価を実施

- ・ 繰り返し、徐々に掘り下げながら実際の、または潜在的な負の影響を具体的に特定

2.3 特定された実際のまたは潜在的な負の影響への自社の関わりを評価

- ・ 自社が負の影響の原因となっているか（なり得るか）
- ・ 自社が負の影響を助長したか（助長する可能性があるか）
- ・ ビジネス上の関係により、自社の事業、製品またはサービスに負の影響が直接結びついているか（結びつく可能性があるか）

2.4 必要な場合、優先的に措置を講じるべき最も重大なRBCリスクと影響を決定

- ・ 全ての実際の/潜在的な負の影響に直ちに対処できない場合に、優先順位付けが必要となる
- ・ 重大性と可能性に基づいて決定

EMSとの関係

- 環境DDを実施する範囲の決定（スコーピング）では、自社外で生じる環境影響により着目し、EMSの管理や影響が及ぼせる範囲をいっそう広く捉えなおして、検討する必要があります。
 - サプライチェーンを含む自社ビジネスの上流、下流にあるビジネス上の関係全体にわたって可能性を検討します。
 - 取り組むべき重大な環境への負の影響の側面と環境関連リスクが適切に含まれるようなEMS/DDとします。（4.3）
- 大まかなリスクの所在や大きさを把握して、取り組むべき事業領域を決定します。
 - そのためには、事業・製品・サービスごとのビジネス上の関係の整理、組織内外の環境課題、ステークホルダーのニーズや期待及び関係法令の調査等を通じた大まかな現状把握が必要です。（4.1、4.2）
 - 著しい環境側面と影響の特定、順守義務の決定、リスク・機会の特定が役立ちます。（6.1）
- 著しい環境側面、順守義務、その他のステークホルダーのニーズや期待及び関連環境課題をふまえて、リスク・機会を特定し、取組み計画を策定します。
 - EMSでもライフサイクルの視点を考慮して環境側面と影響を決定しますが、環境DDでは特に、サプライチェーン上の著しい環境側面、法的要求事項及び取り組むべきリスクの特定に注力する必要があります。
 - OECD DDガイダンスでは、事業やサプライヤー等の評価を繰り返し行い、徐々に掘り下げることで、具体的に特定するとよいことが示唆されています。
- 関連する主なISO 14001要求事項：
 - 4.1 組織及びその状況の理解
 - 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
 - 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定
 - 6.1 リスク及び機会への取組み

（注）RBC：責任ある企業行動（Responsible business conduct）の略

2. 企業の事業、製品、またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する 2/2

EMS活用のポイント／アンケート結果から

■ 多様な情報源の活用

- 環境DDでEMSを活用している企業は、EMSで要求される「環境関連法令」と「環境側面・環境影響の特定調査」を、環境DDの情報源として活用していました。
- さらに、環境DD未実施企業に比べると、同じようにEMSに取り組んでいても、上記以外の多様な情報源が活用されていました。

■ 環境リスクの定期的な見直しサイクル

- 環境DDでEMSを活用している企業は、特定した環境への負の影響の評価結果の見直しが定期的に行われ、見直しのサイクルが回っていました。
- これにより、新たに生じた重大な環境リスクを見逃すことなく、タイムリーに発見・対応できる可能性が高まるでしょう。

■ EMS活用のメリット・留意点：

- **環境DD実施企業は、EMSによる既存の堅ろうなしくみを活用しつつ、さらに感度を上げて、より幅広い環境リスク関連情報の収集と評価に努めているといえます。**
- **いち早く新たな環境トピックの重要性に気付けることで、企業の強じんさを高めたり、新たなビジネスチャンスにつなげられる可能性があります。**
- **環境への負の影響の特定において、環境法令以外の多様な情報源を活用できていないと、生物多様性等の新たに重要性が高まってきている環境影響を重要リスクと認識できず、見落してしまう可能性があります。**

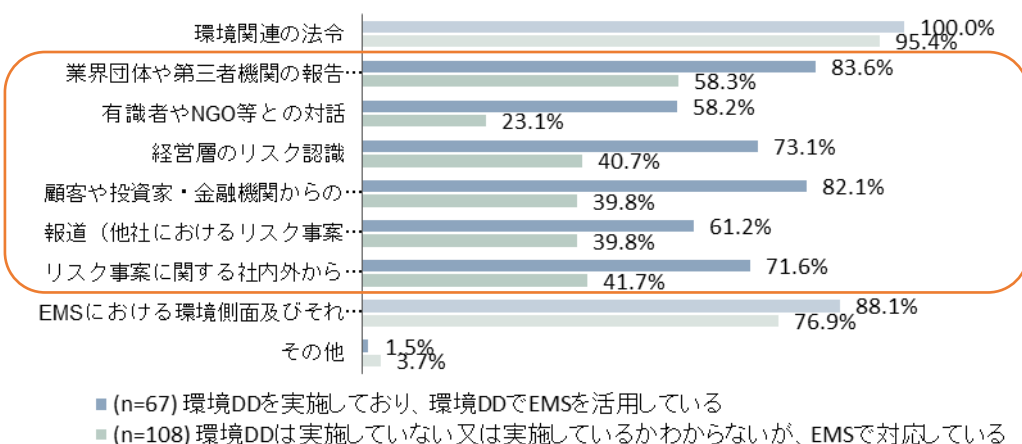
■ さらにDD実践上の課題：

- 環境DDを実施している企業の多くは、環境への負の影響の特定・評価において「バリューチェーン構造が複雑で、情報収集が難しい」及び「事業領域が広く、情報収集が難しい」と感じています。これは、情報収集の体制構築における課題といえます。
- 対応策として、社内の幅広い部署間の横断的連携や海外拠点との連携、さらには外部の一次サプライヤー、直接取引のない二次以降サプライヤーや生産地の情報収集等があります。リスクベースで、重要なデータは何かを特定し、役割分担し、システムツール等も用いて情報を吸い上げる仕組みの構築が肝要です。

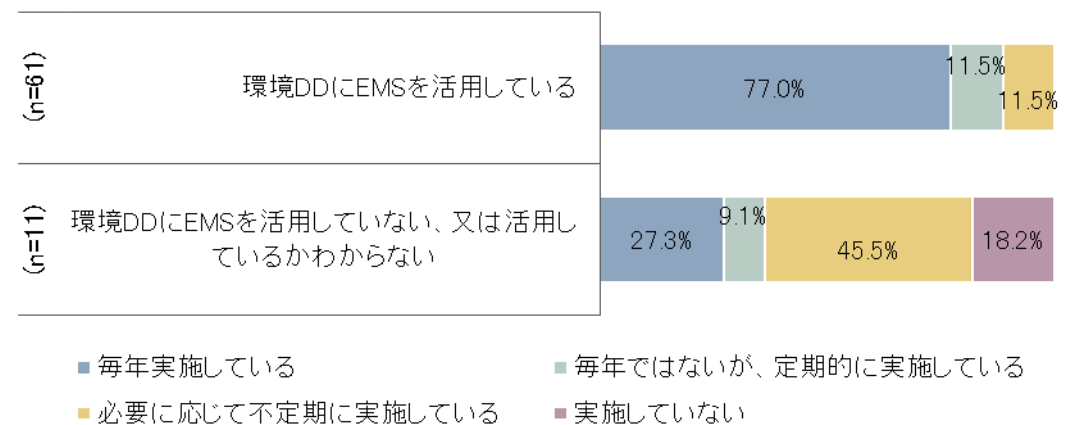
■ 参考となる取組事例：

- [「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」\(令和3年3月\)](#) pp.4-5、② 負の影響・リスクの発見、評価（環境省HPへリンク）

環境への負の影響の特定に活用している情報源



環境への負の影響の評価の見直し状況



3. 負の影響を停止する、防止する及び軽減する 1/2

- 環境DDでは、負の影響の原因となり助長する活動について、その原因行為がサプライヤー等の場合も含めて是正し、責任を転嫁しません。また、そもそも高リスク取引を行わないような仕組みとカルチャーを作ります。

OECD DDガイドンス

3.1 2.3の評価に基づき、

- RBC課題に対する負の影響の原因となったり助長したりする活動を停止
- 潜在的な（将来的な）負の影響を防止・軽減する目的に適った計画を策定し、実施



- ### 3.2 2.4の優先順位付けに基づき、
- ビジネス上の関係によって企業の事業、製品またはサービスに直接結びつくRBC課題について、実際のまたは潜在的な負の影響の防止または軽減を図るための計画（是正措置計画）を策定し、実施

ポイント

- 負の影響の原因行為をやめ、適切な上級管理者を責任者に任命
- 法律顧問やステークホルダーとともに原因・助長活動の停止に向けたロードマップを作成
- 企業方針の更新・徹底と関連する従業員や経営層への研修
- リスク情報の追跡調査を改善し、負の影響が発生する前にリスクを警告するよう経営システムを強化
- 影響を受けた可能性のあるステークホルダーやその代表者と協議し適切な措置の立案・実施を図る

- 以下の措置の必要性を検討
 - ①リスク軽減努力の実施中も関係を継続するか
 - ②現在進行中のリスク軽減努力の実施中は一時的に関係を停止するか
 - ③リスク軽減の失敗、実行不可能な場合、負の影響の重大性が大きい場合は取引停止するか（その場合、社会的・経済的な負の影響の可能性を考慮する必要あり）
- 是正措置計画には、企業が講じる措置と、サプライヤー等ビジネス上の関係先に期待する事項も詳しく記述

EMSとの関係

- 自らの事業が原因で負の影響をもたらしている場合、その原因となる活動を停止し、生じた悪影響に対処し、原因を調査して再発防止策をとるのは、EMSでも「不適合及び是正処置」で求められます（10.2）。この際、DDでは、負の影響を被ったステークホルダーとの協議を通じた計画の妥当性確保が重視されています。
- DDでは、「責任を転嫁しない」ことが求められます。原因行為がサプライヤーやクライアント等のビジネス上の関係先によるものであっても、自社の事業や製品・サービスに直接結びつくならば、是正処置の支援や、取引契約の見直し等の影響力の行使を通じて働きかけることが期待されます。この点については、EMSの「運用計画及び管理」における要求事項よりも詳細かつ具体的な指針が示されています。（8.1）
- また、そもそも高リスクな取引先と関与しないようにする仕組み、サプライヤー評価の実施や、環境・人権等に関する一定の規範の遵守を求め、影響力の行使を強める調達活動、あるいは、ビジネスモデルや製品・サービスの計画段階でDDを実施してリスクを検討するといった、EMS全体を通じて、取引慣行における環境リスク管理の仕組みの強化が考えられます。（6.2、8.1）
- 企業方針の更新と研修については、是正処置とリスク管理の更新を受けて、環境に悪影響を起こさせないための新たな企業方針や具体的な仕組みを企業内に浸透させることが肝要です。新方針が実践されるよう、ルールを整備し研修を行い、必要な能力や見識を企業内に備えさせます。（DDガイドンス 1.2）
- 関連する主なISO 14001要求事項：
 - 6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定
 - 7.2 力量
 - 8.1 運用の計画及び管理
 - 10.2 不適合及び是正処置

3. 負の影響を停止する、防止する及び軽減する 2/2



EMS活用のポイント／アンケート結果から

■ 自社の事業プロセスやポートフォリオの見直しの実施、外部機関との連携

- 自社の活動や製品・サービス・プロジェクトによる負の環境影響に関する取組について、環境DDでEMSを活用している企業は、環境DD未実施企業に比べて、特に「事業プロセスの見直し」、「事業ポートフォリオの見直し」、「外部機関（有識者・NGO等）との連携」の実施率に有意差があることが分かりました。EMSに環境DDを組み入れて実践する企業の方が、環境リスク感度が高く、多様なステークホルダーから情報を取り入れて戦略やリスクマネジメントに反映している可能性があります。但し、実施率そのものは高くありません。ビジネスモデル改革の判断に至るまでには、未だ実践上の課題がありそうです。
- それ以外の取組についても、環境DDにEMSを活用している企業では実施率が高くなっていますが、「経営層に対する教育・研修」は、環境DD実施企業・未実施企業の間には有意差はなく、どちらもあまり実践されていません。経営層の環境リスク感覚を高めることは、サステナビリティ・ガバナンスの強化にもつながるでしょう。

■ 調達先の負の環境影響に対する取組

- サプライヤーに対する働きかけ（影響力の行使）に関して、環境DDでEMSを活用している企業は、環境DD未実施企業に比べて、特に「調達先に対する行動規範等の遵守要請」の実施率に有意差があることが分かりました。それ以外の取組についても、全般に環境DDにEMSを活用している企業では実施率が高くなっています。
- 但し、「調達先に対する訪問調査」と「調達先における環境マネジメント活動の直接的支援」については、環境DD実施企業・未実施企業の間には有意差はなく、EMS実践の延長線上に取組例があるといえるものの、実施率は低くとどまっています。

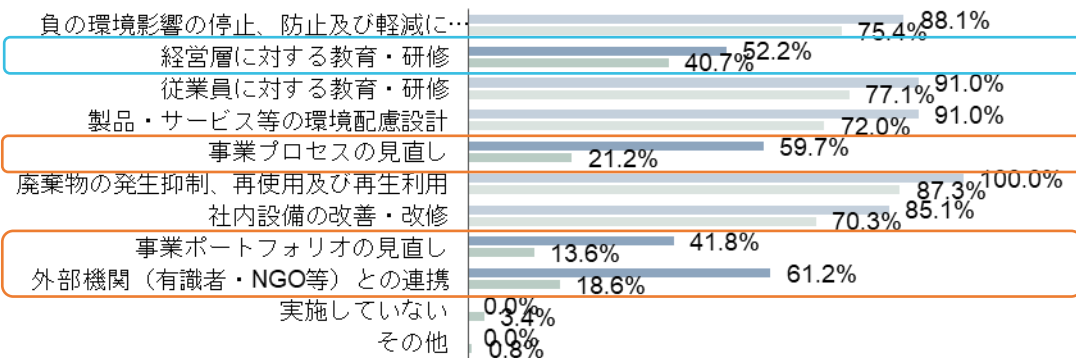
■ EMS活用のメリット・留意点：

- 現行のEMSだけでは、バリューチェーン全体を見据えた環境リスクの管理に至っていない可能性があります。これには、取引関係における自社のポジションも影響するかもしれませんが、負の影響が発生する前にリスク管理を行うために実践可能な取組を十分に行っているか、経営層の意識改革も含めて検討の余地がありそうです。

■ 参考となる取組事例：

- 「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」（令和3年3月）pp.6-8、③ 負の影響・リスクの停止、防止、軽減（環境省HPへリンク）

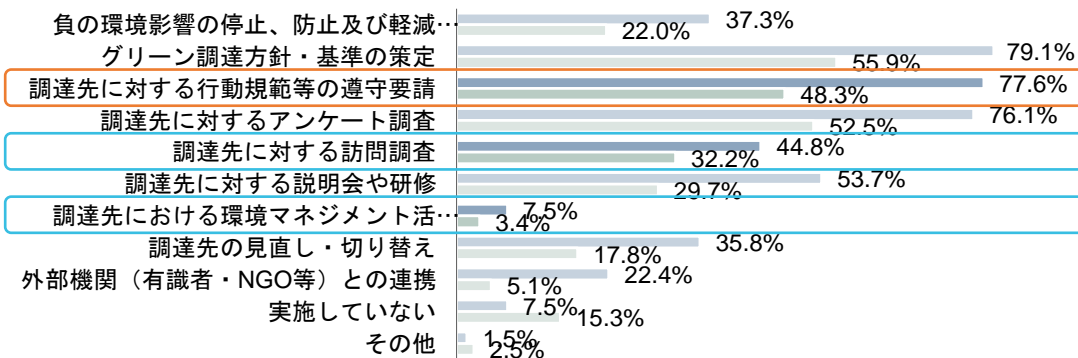
自社の活動や製品・サービス・プロジェクトによる負の環境影響に関する取組



■ (n=67) 環境DDを実施しており、環境DDでEMSを活用している

■ (n=118) 環境DDは実施していない又は実施しているかわからないが、EMSで対応している

調達先の負の環境影響に対する取組



■ (n=67) 環境DDを実施しており、環境DDでEMSを活用している

■ (n=118) 環境DDは実施していない又は実施しているかわからないが、EMSで対応している

4. 実施状況および結果を追跡調査する 1/2

- 環境DDでは、特定された負の影響の防止、軽減、是正措置（またはその支援）の実施状況を、サプライヤー等を含めて追跡し、対応の有効性を評価することが重要です。

OECD DDガイドンス

4.1 企業によるDD活動（負の影響の特定、防止、軽減の措置、および、適切な場合は是正支援を行うための措置）の実施状況と有効性の追跡調査を、ビジネス上の関係先も対象に含めて実施



追跡調査により得られた教訓を、今後のDDのプロセス改善に利用

ポイント

- DDに関する企業内部のコミットメント、活動・目標の実施状況と有効性を監視し、追跡調査
- ビジネス上の関係先に対する定期的な評価を実施し、リスク軽減策の遂行を検証もしくは負の影響が実際に防止・軽減されていることを確認
- マルチ・ステークホルダーや業界等と協働しているDD活動を定期的に審査し有効性を確認
- 以前のDDプロセスにおいて見落とされていた可能性のある負の影響またはリスクを特定し、今後はそれらを含める
- 教訓から得られたフィードバックを企業のDDに組み込み、プロセスと成果を改善

EMSとの関係

- EMSでは、環境目標を設定し、達成計画を策定する中で、**進捗状況をモニタリング・評価するための指標や方法を定め、定期的に評価**することが求められます（6.2、9.1）。また、環境パフォーマンスと、環境マネジメントシステムの有効性は、評価しなければならず、法規制等の順守義務についても、**順守状況を定期的に評価**する必要があります（9.1）。EMSの適合性と有効性を評価するための内部監査の実施も求められます（9.2）。
- 環境汚染等の負の悪影響が生じ、これに対処する**是正処置**を実施している場合は、負の影響の除去、発生原因の究明と再発防止の実施、実施した処置の有効性のレビュー、必要な場合にはEMSの変更を行うことが求められます（10.2）。
- **サプライヤー管理**に関してEMSは明示的ではありませんが、サプライヤー評価や取引条件等を管理方法として定め、定期的な評価、二社監査やレポートの取得といった必要なモニタリング・評価が行われます（8.1）。定められた調達先管理が実施され、有効に機能しているかは、内部監査等で確認されます（9.2）。
- これらの内容・成果は全て、**経営層へ定期的に報告され、経営層はEMSが妥当で有効かをレビューし、改善指示や戦略的意識決定**を行います（9.3）。
- 企業内部のDDに関するコミットメントや活動・目標の実施状況と有効性の監視に関しても、こうしたEMSの仕組みに載せて実施することが可能と考えられますが、環境DDの場合、**追跡調査にとって第一に重要なのは、特定された負の影響に対して有効に対応したか否かを評価すること**です。そのためには**適切な定性的・定量的な評価指標の設定**が有用です（OECD DDガイドンスp.82、Q.41に追跡調査すべき情報についても例示）。
- また、どのように追跡調査するかについて、（生じた、または起こりうる）**影響の著しさに応じた頻度・程度**が必要です（9.2、10.2）。サプライヤー等、社外のビジネス上の関係先の追跡調査は困難なこともありますが、タイムリーに問題を発見し、深刻な影響を未然に防ぐリスク管理や、問題の解決が適切に進捗しているかの判断に必要なならば、行う必要があります。
- **関連する主なISO 14001要求事項：**
 - 9.1 監視、測定、分析及び評価
 - 9.2 内部監査
 - 10.1 (改善) 一般
 - 10.3 継続的改善

4. 実施状況および結果を追跡調査する 2/2

EMS活用のポイント／アンケート結果から

■ 社外のビジネス上の関係先に対するモニタリング方法

- 「調達先に対する第二・第三者監査」や「投融資先の取組の監視」については、EMSを実施している企業のうち、環境DDを実施しているかどうかによる有意差はないものの、実施率は低くとどまっている状況でした。それ以外の項目（自社・グループ会社への内部/外部監査、調達先等からの情報収集、社内外対話とフィードバック、外部機関連携）は、全て、環境DDでEMSを活用している企業の方がDD未実施企業よりも実施率が有意に高く、特に「社内外との対話やフィードバック」は差が大きくなっています。管理が行き届きやすい自社・グループ内の監査はどちらも実施率が高いものの、環境DDでEMSを活用する企業では、調達先や顧客等の情報収集やNGO連携等を通じて、社外のビジネス上の関係先の追跡調査に取り組んでいるといえますが、調達先の監査までは踏み込めていないようです。

■ EMS活用のメリット・留意点：

- EMSは、是正処置や内部監査、計画に対するモニタリング・評価、報告の仕組みを備えており、モニタリング・評価の対象には、調達先等の社外を含めることが可能ですが、それが実践されている範囲は、取り組みやすい自社内にとどまっているかもしれません。環境DDでは、負の影響（の可能性）の性質や深刻性に応じた追跡調査活動が求められます。現行のEMSだけでは、負の影響の性質や深刻性に応じた環境リスクの管理には不足している可能性があります。

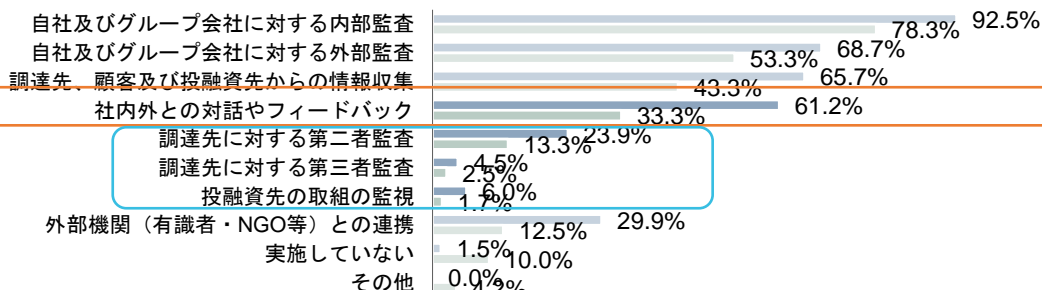
■ さらなるDD実践上の課題：

- 負の環境影響の停止、防止及び軽減策とその追跡調査を行う上での課題としては、環境DDの実施有無に限らず、「十分な人員・予算を確保できない」ことが最も多く（68%及び57%）、次いで、「情報収集や追跡調査が難しい」（59%及び51%）、「調達先や投融資先に求めるべき取組の水準が明確ではない」（57%及び50%）が多くなっています。

■ 参考となる取組事例：

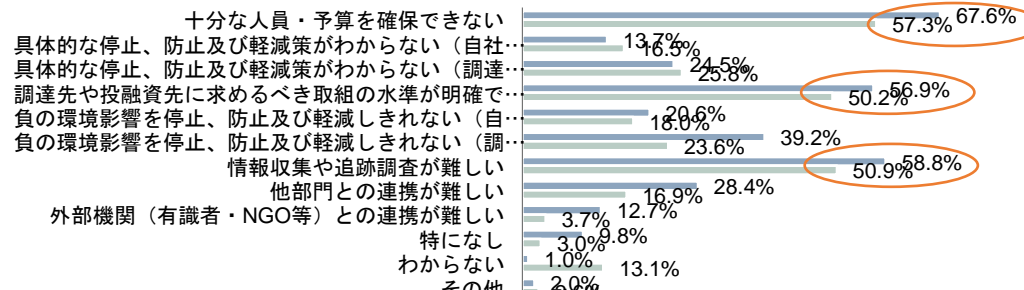
- 「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」（令和3年3月）p.9、④ 実施状況と結果の追跡調査（環境省HPへリンク）

追跡調査



- (n=67) 環境DDを実施しており、環境DDでEMSを活用している
- (n=120) 環境DDは実施していない又は実施しているかわからないが、EMSで対応している

停止、防止及び軽減策とその追跡調査における課題



- (n=102) 環境DDを実施している
- (n=267) 環境DDを実施していない、または実施しているかわからない

5. 影響にどのように対処したかを伝える 1/2

- 環境DDでは、DDの方針、プロセス、実際のまたは潜在的な負の影響の特定・対応、調査の結果や活動成果について、年次報告書等で開示します。

OECD DDガイドンス

5.1 デュー・ディリジェンスの方針、プロセスおよび実際のまたは潜在的な負の影響を特定し対処するために行った活動について、適切な情報を、それらの活動から発見された調査結果や成果を含め、外部に伝える

ポイント

- DDについて、年次報告書やサステナビリティレポート等で開示する
- 開示には以下を含める
 - ①RBC方針
 - ②RBCを企業方針・経営システムに組み込むために講じた措置
 - ③特定された重大リスク領域
 - ④特定され優先され評価された重大な負の影響またはリスク
 - ⑤優先順位付けの基準
 - ⑥上記リスクを防止・軽減するために行った行動に関する情報
 - ⑦可能であれば改善について見込まれていたタイムラインと指標およびその結果
 - ⑧実施状況と結果を追跡調査する手段
 - ⑨企業が行った是正措置またはそのための協力
- 情報は、容易にアクセス可能かつ適切な方法で公開（掲出場所や言語等。また、情報の種類によって伝達方法は異なる）
- 特に、影響を受けた、あるいは懸念を持つ人々がアクセスできることへ配慮

EMSとの関係

- 環境DDにおける外部公表の形式は、情報へのアクセスが容易ならば柔軟とされます。アクセスしやすいという意味は、物理的なアクセスの容易さだけでなく、理解しやすく、意図された受け手の人々が確実に情報を知り、有効に利用できるようにすることです（DDガイドンスp.85 Q.46）。**伝達形式についてもアクセスし易さが重要です。**面談、オンライン対話、協議、公的報告書、監査や評価で発見された調査結果の関係団体との共有、適切な仲介者を通す等の方法があります。
- EMSでは、コミュニケーションの計画において、だれに、どんな情報を、いつ、どのように伝えるかを検討します（7.4.1）。この検討は、ステークホルダーへの適切な情報伝達形式を特定する上でも有用でしょう。
- OECDガイドンスでは、DDプロセスにおける情報開示は「説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」であり、「**情報を伝えることは、DDプロセスそのものの一環である。これによって企業は、自らの行動および意思決定に対する信用を築き、誠意を示すことができる**」と説明しています（入門書p.24、OECD DDガイドンス p.15、p.19）
- EMSでは、順守義務の考慮や、情報の信頼性を確保する必要があるりますが、年次報告やサステナビリティレポート等に関する詳細な定めはなく、企業が自主的に計画、実施します。何を・いつ・どこで・どう開示すべきかは、DDのガイドンスを参照し、自らステークホルダーニーズや法令を含む社会との約束に基づいて決める必要があります。
- EMSでは、サプライチェーン・バリューチェーン上の情報収集や報告システムに関して明示的ではありません。環境DDの「実施状況と結果を追跡調査する手段」や実績の開示には、企業内部だけでなく、調達先情報等の外部とのコミュニケーションプロセスを確立する必要があるでしょう。この際、**情報伝達は、取引上の秘密保持およびその他の競争またはセキュリティ上の懸念事項に十分配慮して行います**（DDガイドンスp.86 Q.47）。
- 関連する主なISO 14001要求事項：
 - 7.4 コミュニケーション

5. 影響にどのように対処したかを伝える 2/2



EMS活用のポイント／アンケート結果から

■ 環境DDに関する情報開示の内容

- 環境DDに関する情報開示については、「特定した負の環境影響」を開示している企業が最も多く、全体の39%が開示していると回答しました。
- 全般に、**環境DDでEMSを活用している企業の方がDD未実施企業よりも開示率が有意に高い**ことが分かりました。ただし、「**停止、防止及び軽減策の追跡調査結果**」、「**停止、防止及び軽減策の追跡調査プロセス**」については、EMSを実施している企業の間で、**環境DDを実施しているかどうかによる有意差はなく、いずれも開示率は低くとどまっている**状況でした。

■ EMS活用のメリット・留意点：

- **EMSのコミュニケーション要求事項は、企業が自ら内外への報告や情報開示について計画する際の裁量が大きく、DDに関して期待される情報開示項目に照らして不十分な可能性があります。** OECDのDDガイダンスでは、**DDで開示が期待される情報として①～⑨の項目（前頁参照）**が示されています。これらについて、**情報を必要とする（特に、影響を受けた）ステークホルダーにとってはどのような情報が必要とされるのか等を検討し、コミュニケーションに取り組む必要があります。**
- EMSを活用して、ステークホルダーニーズや法定報告事項等も踏まえたコミュニケーションを実施することで、DDで開示が期待される①～⑨の情報のほとんどについて開示を改善できる可能性があります。しかし、⑦改善の結果と⑧実施状況と結果を追跡調査する手段に関しては、まだ開示を実践する上での課題があるようです。

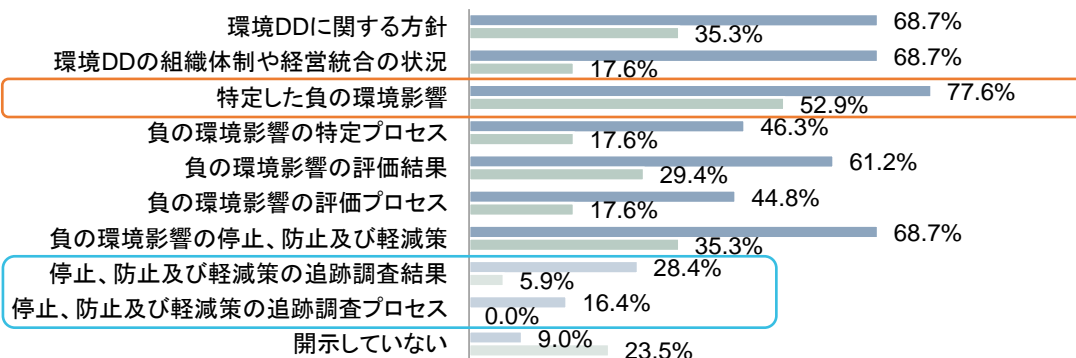
■ さらなるDD実践上の課題：

- 環境DDに関する情報開示を行う上での課題として、**環境DDの実施有無に関わらず、「調達先の情報をどこまで開示すべきか難しい」（45%及び39%）、「十分な人員・予算を確保できない」（ともに42%）**と感じている企業が相対的に多いことが分かりました。
- OECD DDガイダンスには、「**外部公表および影響を受けたステークホルダーへの情報伝達の適切な形式とは何か**」（p.85、Q.46）、「**情報が商取引上機微な場合、関連する情報をどのように伝達できるか**」（pp.86-87、Q.47）についての具体的なQ&Aがあります。参考にしてください。

■ 参考となる取組事例：

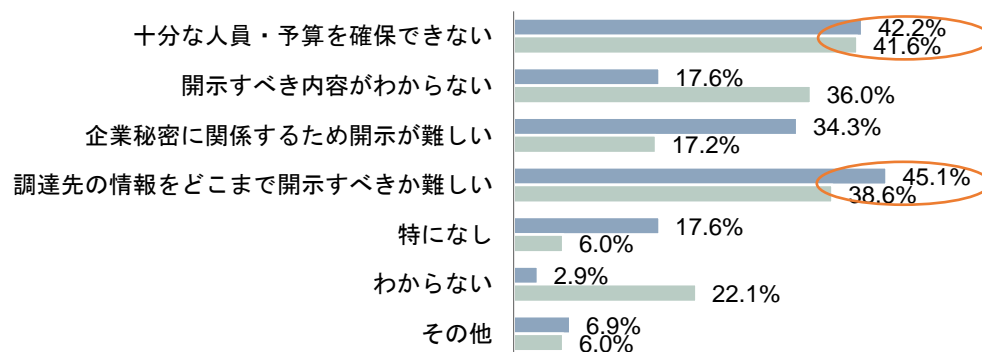
- [「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」（令和3年3月）](#) p.10、⑤ 情報開示（環境省HPへリンク）

環境DDに関する情報開示の内容



- (n=67) 環境DDにEMSを活用している
- (n=17) 環境DDにEMSを活用していない、又は活用しているかわからない

環境DDに関する情報開示を行う上での課題



- (n=102) 環境DDを実施している
- (n=267) 環境DDを実施していない、または実施しているかわからない

6. 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する 1/2

- 環境DDを構成するプロセスとは別に、DDを支える手段として、負の影響を受けたステークホルダー等が苦情を申し立て、企業に対処を求めることができる正当な是正の仕組み（苦情処理メカニズム）を提供する必要があります。

OECD DDガイダンス

ポイント

EMSとの関係

6.1 自社が実際に負の影響の原因となった/助長したことが判明した場合は、是正措置または是正のための協力により、負の影響に対処



6.2 適切な場合、影響を受けたステークホルダー及び権利保有者が苦情を申し立て、企業に対処を求めることのできる「正当な是正の仕組み」を提供、またはその仕組みに協力

- 可能な限り原状回復に努め、負の影響の重大性と規模に見合った是正措置を実施
- 法の遵守を確保し、国際ガイドライン等に即した是正を検討
- さらなる負の影響を防止する措置を講じつつ、負の影響の性質や影響が及んだ範囲に応じて、謝罪、被害回復、金銭/非金銭的補償、処罰等、適切な是正を実施
- 措置の実施プロセスおよびその結果に対する、苦情を申し立てた人々の満足度を評価

- NCP（注）等を通じて通報された場合、司法・非司法に誠実に協力
- 事業レベルの苦情処理メカニズム（OLGM）を設置し、以下の苦情処理プロセスを策定
 - ① 是正措置・苦情解決の工程表
 - ② 苦情解決のタイムライン
 - ③ 合意に達しない場合や影響が特に深刻な場合の苦情への対応
 - ④ OLGMの権限の範囲の確定
 - ⑤ OLGMの適切な形態および文化的に適切で利用しやすい苦情解決方法についての対象ステークホルダーとの協議
 - ⑥ OLGMへのスタッフ配置・リソース提供、ならびにOLGMの実績の追跡調査と監視等

- EMSの外部コミュニケーション（7.4.3）と不適合及び是正処置（10.2）の組み合わせが必要となります。
 - 負の環境影響の修正・緩和は当然として、DDでは、影響を受けた人々への対応も焦点となります。発生前と同じ状況に人々が戻るよう、回復に努める必要があります。
 - 「適切な是正の形式」を特定するには、既存の法や基準、前例、ステークホルダーの要望等が役立ちます（DDガイダンスp.88 Q.50）。EMSにおける順守義務（6.1.3）も見直しましょう。
 - DDでは、苦情を申し立てた人々の満足度評価に努めることとされます。EMSの**は**是正処置の有効性のレビューを拡張し、汚染の除去や影響の緩和、再発防止策の実施等によって、悪影響を被った人々の状態が回復できたかという観点から評価しましょう。
 - また、苦情処理の状況と結果について一定の透明性（情報開示）が求められます。コミュニケーションの計画と外部コミュニケーションの実施（7.4.1、7.4.3）において、対応検討が必要です。
- 「正当な是正の仕組み」とは、企業に関連する負の影響について苦情を提起し、是正措置を求めることのできる、国によるまたは国によらないプロセス等です。① 起訴・訴訟・仲裁等の法的プロセス、② 政府専門機関等の国による非司法手続きの仕組み、③ 事業レベルの苦情処理の仕組み、協定やマルチ・ステークホルダーによる仕組み等の国によらないプロセスがあります（DDガイダンスp.89 Q.51）。
 - 苦情処理と救済の仕組みはEMSにありませんが、品質マネジメントには苦情対応や外部の紛争解決に関する類似指針があります。
- 関連する主なISO 14001要求事項：
 - 7.4 コミュニケーション
 - 10.2 不適合及び是正処置

（注）NPC：国の連絡窓口（National Contact Point）

6. 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する 2/2

EMS活用のポイント／アンケート結果から

■ 被害者の救済と問題の是正

- 環境DDを実施している企業は、被害者救済・問題是正を行う上での課題は「特になし」とする企業が最も多く、40%でした。他方、環境DDを実施していない等の企業では、課題が「わからない」と感じている企業が最も多く、32%でした。全体に、やってみればわかるとも言えそうですが、DD実施企業においても、「具体的な被害者救済・問題是正の方法がわからない」「バリューチェーン上の問題について、各社が通報窓口を設置して対応することが非効率」とする企業は一定程度ありました。

■ EMS活用のメリット・留意点：

- EMSでは、外部からの苦情を受け対応するための仕組みと、負の影響を緩和し、問題を是正（再発防止）するためのプロセスが求められます。この経験があると、比較的容易にDDの是正措置や苦情処理メカニズムも構築が可能です。
- EMSに「被害者救済」の要求事項はありませんが、外部からの苦情等を受け、対応する仕組みは求められています。これを援用して考えれば、少なくとも環境汚染等の負の影響に関する対処として、ステークホルダーからの情報を検討してリスク管理に反映する、事故や緊急事態に備え、対応する、利害関係者からの深刻な苦情に真摯に対応するといった苦情処理メカニズムを構築できます。併せて、発生した不適合へ対処し、是正処置を行います。
- 環境DDに関して見解の不一致がある場合は、国の連絡窓口（NCP）との連携も必要かもしれません。企業が負の影響の原因となったか否か、助長したか否か、または実施される是正措置の性質および範囲について、関係者間で見解の不一致がある場合、正当な是正措置の仕組みに委ねることで状況の解決に役立つ場合があります（DDガイダンスp.35）。日本政府は、企業活動において人権侵害が生じた場合のために、司法的救済及び非司法的救済へのアクセスの向上を図っています。「OECD多国籍企業行動指針」の普及、「行動指針」に関する照会処理、問題解決支援のため、国に「連絡窓口」が設置され、我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で構成されています（[外務省HP](#)）。環境問題と人権問題は、昨今では不可分なことも多くあります。環境汚染に関する申し立てに関しても同様と言えるでしょう。

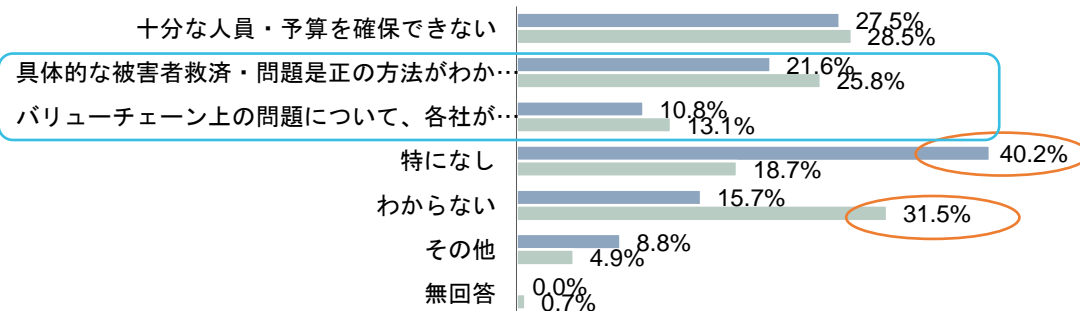
■ さらなるDD実践上の課題：

- 個社単独で苦情処理システムを構築する場合もあれば、具体的な方法が分からない・各社個別対応の非効率性といった課題に対しては、業界団体や他社と共同で通報窓口を設置し、苦情処理メカニズムを作って対応する例もあります。非競争的な分野におけるバリューチェーン上の問題について協働して対応することで、効率化が図られ、事例や経験の蓄積・共有にも役立ちます。

■ 参考となる取組事例：

- [「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」](#)（令和3年3月）
p.10、⑤ 情報開示（環境省HPへリンク）

被害者救済・問題是正における課題



- (n=102) 環境DDを実施している
- (n=267) 環境DDを実施していない、または実施しているかわからない

対比表 1/2



OECD DDガイドンス (抄)	ISO 14001:2015
<p>1 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 RBC課題に関する方針を立案、採択、周知する 1.2 RBC課題に関する方針を経営監督機関に組み込む 1.3 RBCに関する期待事項と方針をサプライヤー等とのエンゲージメントに組み込む 	<p>5 リーダーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 環境方針 5.3 組織の役割、責任及び権限 <p>7 支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.1 資源 7.2 力量 7.3 認識 <p>8 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.1 運用の計画及び管理 <p>9 パフォーマンス評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 9.3 マネジメントレビュー
<p>2 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 スコーピングを広範囲に実施し、重大RBCリスクが存在する事業領域を全て特定する 2.2 優先度の高い事業、サプライヤー及びその他のビジネス上の関係先に対する評価を実施する 2.3 特定された実際のまたは潜在的な負の影響への自社の関わりを評価する 2.4 必要な場合、優先的に措置を講じるべき最も重大なRBCリスクと影響を決定する 	<p>4 組織の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 4.1 組織及びその状況の理解 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 <p>6 計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 リスク及び機会への取組み <ul style="list-style-type: none"> 6.1.1 一般 6.1.2 環境側面 6.1.3 順守義務 6.1.4 取組みの計画策定
<p>3 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.1 2.3の評価に基づき、RBC課題に対する負の影響の原因となった/助長した活動を停止し、潜在的な（将来的な）負の影響を防止・軽減する計画を策定、実施する 3.2 2.4の優先順位付けに基づき、サプライヤー、購買者その他のビジネス上の関係先のRBC課題の実際の/潜在的な負の影響を防止・軽減する計画を策定、実施する 	<p>6 計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.2環境目標及びそれを達成するための計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 6.2.1 環境目標 6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定 <p>7 支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.2 力量 <p>8 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.1 運用の計画及び管理 <p>10 改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.2 不適合及び是正処置

(次ページへ続く)

対比表 2/2

OECD DDガイドンス (抄)	ISO 14001:2015
<p>4 実施状況および結果を追跡調査する</p> <p>4.1 負の影響の特定、防止、軽減及び適切な場合は是正措置の実施状況及び有効性を追跡調査する</p>	<p>9 パフォーマンス評価</p> <p>9.1 監視、測定、分析及び評価</p> <p>9.1.1 一般</p> <p>9.1.2 順守評価</p> <p>9.2 内部監査</p> <p>10 改善</p> <p>10.1 一般</p> <p>10.3 継続的改善</p>
<p>5 影響にどのように対処したかを伝える</p> <p>5.1 DDの方針、プロセス及び実際のまたは潜在的な負の影響を特定し対処するために行った活動について、外部に伝える</p>	<p>7 支援</p> <p>7.4 コミュニケーション</p> <p>7.4.1 一般</p> <p>7.4.2 内部コミュニケーション</p> <p>7.4.3 外部コミュニケーション</p>
<p>6 適切な場合、是正措置を行う、または是正のために協力する</p> <p>6.1 自社が実際に負の影響の原因となった/助長したことが判明した場合は、是正措置または是正のための協力により、負の影響に対処する</p> <p>6.2 適切である場合には、影響を受けたステークホルダー及び権利保有者に是正措置の仕組みを提供する、またはその仕組みに協力する</p>	<p>7 支援</p> <p>7.4 コミュニケーション</p> <p>7.4.1 一般</p> <p>7.4.2 内部コミュニケーション</p> <p>7.4.3 外部コミュニケーション</p> <p>10 改善</p> <p>10.2 不適合及び是正処置</p>

参考情報

■ 下記について掲載することを想定。

- 日本企業の現状（アンケート調査結果概要）
- 海外制度の最新動向（CSRD、CSDDD等）
- リンク集（OECD多国籍企業行動指針、OECD-DDガイダンス等）